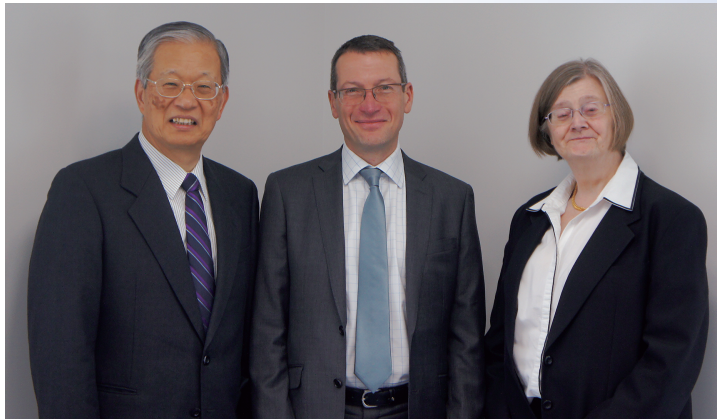


欧州の会計基準設定主体等 との連携

1. 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の代表者への インタビュー

7



左から小野行雄氏、アンドリュウ・ウォッチマン氏、
パトリシア・マクブライド氏

EFRAG 技術的専門家グループ（TEG）議長兼 CEO **アンドリュウ・ウォッチマン**

EFRAG テクニカル・ディレクター **パトリシア・マクブライド**

〔インタビュアー〕 ASBJ 委員長 **小野 行雄**

2. 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）との 二者間会合の概要

13

ASBJ 専門研究員 **山根 雄一**

3. イタリアの会計基準設定主体（OIC）との 二者間会合の概要

17

ASBJ 専門研究員 **山口 奈美**

4. フランス国家会計基準局（ANC）との二者間会合の概要

21

ASBJ 専門研究員 **山口 奈美**

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の代表者へのイ ンタビュー

平成29年5月17日と18日に、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のアンドリュウ・ウォッチマン技術的専門家グループ (TEG) 議長兼 CEO 及びパトリシア・マクブライドテクニカル・ディレクターが来日し、企業会計基準委員会 (ASBJ) の代表者と二者間会合を開催しました。その際、ASBJ の小野委員長から、両氏に対して EFRAG のミッション、国際財務報告基準 (IFRS) の開発の支援、エンドスメント・アドバイスに関する活動等について、インタビューを行いました。この記事は、インタビューの内容を翻訳したものです。

小野 ウォッチマンさん、マクブライドさん、ASBJ との会合のために東京にお越しいただきありがとうございます。EFRAG と ASBJ との二者間会合は2014年から開催されているわけですが、今回はウォッチマンさんが TEG 議長兼 CEO に就任されて初めての二者間会合になるということで、心から歓迎いたします。

ウォッチマン こちらこそ、東京での二者間会合を主催いただきまして、ありがとうございます。今回、日本を訪問して ASBJ との会合を開催できたことを大変光栄に思います。また、ASBJ の皆様に非常に温かい歓迎をいただきまして、できることならもう少し長く滞在したかったと感じているところです。

小野 さて、今回は EFRAG の代表者の方々が東京にお越しになる貴重な機会を捉えまして、欧州における IFRS についての日本の関係者の理解を深めるべく、お2人にお話をお伺いできればと思います。

早速ですが、本季刊誌の読者の中には、EFRAG のことを十分に理解していない方もいるかもしれません。最初に、EFRAG のミッションについてご説明いただけますでしょうか。

ウォッチマン EFRAG のミッションは大きく分けて2つあります。1つめは、財務報告に関する欧州の見解を開発し、それらを広め、それらの見解である欧州の声が国際会計基準審議会 (IASB) の会計基準設定プロセスにおいて適切に考慮されていることを確実にすることです。2つめは、新しい IFRS の基準書を欧州においてエンドスメントすべきかどうかについて、欧州委員会にアドバイスすることです。これには、会計基準が欧州の公益に資するかについての検討が含まれます。

小野 ありがとうございます。今回のインタビューで、今ご説明いただきました2つのミッションについて、より深く理解できればと思います。まず、ミッションの1つめは、IFRS の開発における EFRAG の関与という点に関係していますが、この点についてもう少し

詳しく教えていただけますでしょうか。

マクブライド EFRAGは、IASBの作業を、プロジェクトを通じてモニターしています。EFRAGにおいて論点が識別された場合には、その時点でIASBのボード・メンバーやIASBスタッフと協議を行います。この点は、ASBJにおいて行われている作業と近いのではないのでしょうか。

IASBが公開草案を公表すると、EFRAGは、IASBのコメント期間中の早い段階で、EFRAGとしてのコメント・レターの案を公表し、必要に応じて、アウトリーチやフィールド・テストを実施します。コメント・レターをIASBに送付する目的は、IASBが考えられる最もよい基準を開発できるように貢献することにあります。

ご留意いただきたいのですが、仮にEFRAGがIASBに対して公開草案で提案した内容を変更することを提案したとしても、このことは、必ずしもIASBの提案がその後のエンドースメントの要件を「満たさない」ことを意味するわけではありません。

小野 今、エンドースメントの要件とおっしゃいましたが、この点についてもご説明いただけますでしょうか。

マクブライド 欧州におけるエンドースメントの要件の多くは、技術的な要件であり、目的適合性、信頼性、理解可能性、比較可能性、それから慎重性が含まれます。言い換えるなら、これらの技術的な要件は、財務諸表が企業の真実かつ公正な概観を提供することを求めています。もう1つの要件は、その会計基準が欧州の公益に資するものであるかが検討されます。

欧州の公益に資する会計基準には、2つの意味合いがあります。1つは、会計基準に付加価値があるということです。具体的には、新しい会計基準が、置き換えられる従前の会計基準を改善するものであれば、付加価値があると判断

されることとなります。もう1つは、欧州連合(EU)に対して有害な影響がないということです。具体的には、会計基準が、欧州企業の競争力、欧州の金融制度の安定性、欧州経済の発展に対して有害な影響を与えるものでなければ、EUに対して有害な影響がないということになります。

小野 詳細なご説明をありがとうございます。今ご説明いただいた点は、最初にEFRAGのミッションの2つめとして挙げていただきました、エンドースメントに関する欧州委員会へのアドバイスに関連しているのではないかと思います。欧州におけるエンドースメントのプロセスについても教えていただけますでしょうか。

ウォッチマン 欧州におけるエンドースメントの手続は、欧州委員会が開始します。IASBが新しい会計基準を公表すると、欧州委員会はEFRAGにアドバイスを求めるか否かを検討し、通常、アドバイスを求めることを決定します。EFRAGは、欧州委員会からの要請を受けた段階でアドバイス案の検討を開始します。EFRAGがエンドースメント・アドバイスを最



EFRAG 技術的専門家グループ (TEG) 議長兼 CEO
アンドリュー・ウォッチマン氏

終化するまでの期間は、主要な会計基準の場合で9か月程度であり、エンドースメント・アドバイスの公表前には、必ずアドバイス案を公表し、関係者の意見を求めます。

EFRAGによるエンドースメント・アドバイスの公表後、EUの全加盟国にあたる28か国のそれぞれからの代表者によって構成される会計規制委員会（ARC）が、エンドースメント・アドバイスに関する議決を行うまでに最低2か月を要します。ARCがエンドースメント・アドバイスを可決すると、欧州議会が3か月の期間でエンドースメント・アドバイスの精査を行います。精査の結果、最終的に基準のエンドースメントに反対することもできます。

小野 エンドースメントに反対することもできるということをご説明いただきましたが、現在、EUがエンドースしないことを決定した会計基準が1つ、カーブアウトしている会計基準が1つであると理解していますが、その理解でよかったですでしょうか。IASBとの間で、カーブアウト項目をなくすための作業などは計画されているのでしょうか。

ウォッチマン EUは、IFRS第14号「規制繰延勘定」をエンドースメントしないことを決定しました。IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業のための、料金規制対象活動に関する暫定的な会計基準です。エンドースメントしないことを決定したのは、欧州では2005年にIFRSに移行済みであったため、IFRS第14号は実務に影響がないか非常に少ないという単純な理由によるものです。

カーブアウト項目としては、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」のヘッジ会計に関する要求事項の修正があり、これはIFRS第9号「金融商品」の下でも利用可能です。このカーブアウト項目は、欧州企業にマクロ・ヘッジ活動の会計処理にある程度の追加的な柔軟性を与えています。EFRAGとしては、少なくとも

もIASBが動的风险管理プロジェクトを完成させるまでは、このカーブアウト項目が利用可能な状況が続くものと予想しています。

IASBの活動を支援するため、EFRAGは2017年1月に、一部の銀行がどのように金利リスクを管理しているのかについて2016年に実施したアウトリーチの結果を公表しました。EFRAGは、現在IASBが動的风险管理プロジェクトを進めている状況を歓迎しており、引き続きその動向を非常に注意深くモニターする予定です。

小野 ありがとうございます。IASBは、ここ数年の間に主要な基準の最終化を行っていますが、これらの新基準のエンドースメントの進捗状況はいかがでしょう。

ウォッチマン IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と、IFRS第9号「金融商品」については、それぞれ2016年9月と10月にエンドースメントが完了しています。IFRS第16号「リース」については、2017年3月にEFRAGのエンドースメント・アドバイスが公表されていますが、エンドースメントのための手続の完了には至っていません。



EFRAG テクニカル・ディレクター

パトリシア・マクブライド氏

小野 IFRS第16号のエンドースメント・アドバイスの開発にあたって、特に議論があった論点はありましたでしょうか。

マクブライド IFRS第16号が、報告される負債と、EBITDAのような財務業績の測定値の両方に重大な影響を与えることは認識しておりました。IFRS第16号の便益としては、財務諸表の透明性と比較可能性が改善し、投資家の分析におけるより良い出発点を提供できるものと分析されました。コストについては、導入コストの見積りの幅が広がった一方で、IFRS第15号と同時に適用する場合にはコストが削減できる可能性があることも示されました。さらに、財務制限条項の再交渉のためのコストや、借手により多くの情報を提供するための貸手のコストについても認識されました。これらを総合的に考慮し、EFRAGは、費用対効果の観点からIFRS第16号が受入可能なものであると評価しました。

ウォッチマン 欧州の公益に関する要件を適用する際に、EFRAGは、リースから他の資金調達の方法への変更や、短期のリースや変動リース料を伴うリースへの変更などは、限定的であると分析しました。また、リースの利用可能性やリースの価格の変化についても、大企業と中小企業の両方について、無視できる程度と予想されました。EUの競争力については、米国会計基準との差異は、全体としての競争上の不利を生まないものであると結論付けました。欧州の金融制度の安定性についても、金融制度の安定性に対するリスクであるとする証拠はなく、銀行の規制上の資本に対する影響も限定的であると分析しました。

EFRAGのエンドースメント・アドバイスを開発するための手続は、会計基準ごとにデザインする必要があります。例えば、IAS第17号「リース」からIFRS第16号への変更の影響は、リースを有するすべての企業について同じだっ

たため、IFRS第16号の影響についてはまとめて分析することができました。反対に、IFRS第17号「保険契約」については、企業によって変更の影響が異なることが予想されるため、「ケース・スタディ」アプローチを採用する予定です。EFRAGにとっての課題は、会計基準によって異なるということになります。

小野 大変参考になります。それでは、次にEFRAGで実施されているその他の活動についても教えていただきたいと思います。特に、EFRAGが実施されているリサーチ活動について、ご説明いただけますか。

マクブライド EFRAGでは、リサーチ・プロジェクトに積極的に取り組んでいます。リサーチ・プロジェクトは、将来のIASBのアジェンダを形成し、早い段階でのインプットを行う目的において、EFRAGにとって重要な活動となります。リサーチの対象は、欧州において目的適的な論点であり、IFRSの現在のガイダンスに懸念が生じているものや、IFRSにおけるガイダンスが不足しているものなどが含まれます。リサーチ・プロジェクトのアプローチとしては、選ばれた論点に関する証拠や関係者からのインプットを集めるほか、それが可能である場合には、国際的に協力の機会を求めるともあります。

EFRAGが現在取り組んでいるリサーチ・プロジェクトの1つに、のれん及び減損に関連するものがあります。このプロジェクトの目的は、のれんの事後の会計処理において考えられる改善方法を識別することであり、具体的には減損テストの改善方法を検討しています。

また、別のリサーチ・プロジェクトとして、資本性金融商品のリサイクリング及び減損に関するものもあります。このプロジェクトは、IFRS第9号の下でFVOCIに指定した資本性金融商品の処分損益の「リサイクリング」を再導入する可能性を増やすために、資本性金融商

品について考えられる減損モデルを識別することを目的としています。

さらに、低金利及びマイナス金利の会計上の影響に関連するリサーチ・プロジェクトもあります。このプロジェクトでは、低金利及びマイナス金利の会計上の影響を評価し、会計基準の変更を検討する必要性について検討しています。

小野 EFRAGが実施しているプロジェクトの多くは、ASBJとしても関心が高い論点となっています。それらの論点の一部についてはASBJもリサーチ活動を実施しており、協力できる機会もあるのではないかと思います。

ウォッチマン ASBJは、過去のプロジェクトにおいても素晴らしい協力者でありました。EFRAGは、ASBJと見解を共有し、協働する機会があれば、いつでも歓迎します。

小野 ありがとうございます。今後の協働の可能性に期待しています。ところで、EFRAGでは、IFRSの適用や解釈に関する活動も行っておられるのでしょうか。

ウォッチマン EFRAGは、会計基準設定主体ではありませんので、適用及び解釈に関する我々の役割は、非常に限定的なものとなります。その中で、解釈に関する論点が我々の知るところとなった場合には、IFRS解釈指針委員会に論点を提起することを提案することもありますし、IFRS解釈指針委員会のEU代表の公式なオブザーバーとのリエゾンの役割を果たすこともあります。IFRS解釈指針委員会が解釈指針やその公開草案を公表する場合には、我々は、通常のデュー・プロセスに従って、コメント・レターの提出や、エンドースメント・アドバイスの公表のための手続を進めることとなります。

小野 ありがとうございます。EFRAGは欧州の組織ですから、欧州にフォーカスすることは当然であります。欧州以外の各国の会計



ASBJ委員長 小野 行雄氏

基準設定主体との国際的な協力についてのお考えや戦略についても伺いたいと思います。

ウォッチマン EFRAGは、国際的な協力を重視しており、今後も会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議や、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) 会議、世界会計基準設定主体 (WSS) 会議における議論に貢献していく予定です。また、他の基準設定主体との共同プロジェクトも行っていきたいと考えています。

小野 残念ながらインタビューの終了の時間となりました。貴重なお話をいただき、どうもありがとうございました。EFRAGが欧州におけるIFRS基準のエンドースメント・アドバイスをどのように行っているかを理解する貴重な機会となりました。ASBJは、今回の二者間協議で非常に有意義な議論ができたと感じていて、今後も二者間協議が続けられていくことを期待しています。

ウォッチマン こちらこそ、ありがとうございました。ASBJとの議論の機会をいただけたこと、また我々の活動についてお話する機会を得られたことに、感謝いたします。次回の会合でお会いできるのを楽しみにしています。

小 野 ウォッチマンさん、マクブライドさん、本日は、お疲れのところ、丁寧に質問に答えていただき、大変ありがとうございました。

(このインタビューは、平成 29 年 5 月 18 日に実施された。)